

(次期) 障害者計画に関する各協議会等からの意見一覧

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
1	差別解消支援地域協議会	社会情勢の変化	社会情勢の変化の2と3を分かりやすい表現にできませんか。	①対応要検討	「社会情勢の変化2・3」について、分かりやすい記載に改めました。
2	障害福祉団体連絡協議会	1	「基本的な考え方」のなかに「共生社会」の文言を入れられないか。	①対応要検討	共生社会という文言は使っていませんが、「障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となる」という同意の表現で入れています。
3	差別解消支援地域協議会	1-(1)	障害という認識を改めて、社会参加できないのを当事者努力に任せない、社会の環境をバリアを障害者と健常者から両方から取り除く努力をして欲しい。	③参考意見	
4	差別解消支援地域協議会	1-(2)-1	東京都知的障害者施設において、施設長から「何かあっても親にいうことができない」と言われた事件がありました。そこを踏まえて、職員の研修の実施、待遇改善。施設、事業所、日常的に見守る第3者機関の設置と運営を検討して欲しい。	①対応要検討	・厚生労働省令の改正により、令和4年度から障害福祉サービス事業所等に義務付けられた、 ①従業者への研修実施 ②組織として取り組むための虐待防止委員会の設置 ③虐待の防止等のための責任者の設置を徹底するよう、指導助言を行います。 ・虐待防止委員会の構成員に、利用者やその家族、また他の事業所や専門的知見のある方など外部の第三者が含まれるよう、事業所等に取組みを促していきます。
5	第1回障害者施策推進協議会	1-(2)-1	虐待の予防と早期発見というところで、発見した後の話がない。虐待を発見しどのような対応を取るのかによって、再発防止につながる面もあると思う。虐待発見後、どのような体制で対応するのか、市なのか警察なのか、明確になっていないのではないか。	①対応要検討	障害虐待を防止するためには、「予防と早期発見」が重要であることから、本項目ではその取組みを記載しています。虐待発見後は、法や国のマニュアル等に即して、関係機関とも連携を図りながら適切に対応します。
6	障害福祉団体連絡協議会	1-(2)-4	「中核的な機関」は具体名をしっかりと書いてよいのではないか。	①対応要検討	いただいたご意見をもとに修正します。
7	第1回障害者施策推進協議会	1-(2)-4	「弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みと」、北九州市成年後見支援センター等」と書いてあるが、社会福祉士も活躍しているので入れたほうがいいのではないか。専門職の具体的な固有名詞を入れることは非常に有効だと思う。	③参考意見	
8	差別解消支援地域協議会	1-(3)-7	市が「認定する」資格の取得（現行計画）から市が「実施する」講習（次期計画）に変更したのは何故ですか？	②質問	市が認定している公的な資格取得がないため、修正したもの。（現行計画では「環境首都検定」のことを記載していたが、公的資格ではないため今回、修正）
9	障害福祉団体連絡協議会	1-(4)-8	「様々な心身の特性や考え方」の「考え方」の表現は引かかるので他の表現に変えられないか。	①対応要検討	対応は行わない。 理由：国が示す「心のバリアフリー」についての定義のため、変更しない。首相官邸ホームページに掲載あり。
10	障害福祉団体連絡協議会	2-(1)-1	市における情報通信機器等というのが具体的に想像できない。わかりやすくした方がいいのでは。	①対応要検討	ホームページに関する機器を分かりやすく記載しています。なお、4(1)の総論部分は、全庁的な情報通信機器のことを指していると思いますので、所管は広報室ではありません。（広報室は全庁的に存在するシステムのうち、ウェブコンテンツに関する機器を所管しています。）
11	差別解消支援地域協議会	2-(1)-2	「パソコンサポーター」だけでなく、「ICT機器全般」のサポートを対象を拡げる必要があるのではないか。	①対応要検討	「パソコンサポーター」とは、本市委託事業の名称の一部であり、名称について定着している。実際の支援内容については、スマートフォンや視線マウスなど様々なICT機器のサポートを行っている。
12	障害福祉団体連絡協議会	2-(1)-4	北九州市障害福祉情報センターは本当に機能しているのか。	③参考意見	
13	差別解消支援地域協議会	2-(1)-5	「公共図書館との連携」とありますが、北九州市で想定しているのは市立図書館のみでしょうか？（北九州市立大学の図書館では連携は難しそうだなあと思ったので）	②質問	お見込みとおり。

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
14	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (1) - 5	視覚、聴覚だけに限らず包括的に書けないか。発達障害、失語症を支援するところがない。	①対応要検討	「視覚障害者情報提供施設」の種類については、「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」において、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設と定められており、記載内容の変更については検討していない。 ただし、「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（令和3年3月29日、厚労省通知）」において、点字図書館においても、視覚障害以外の障害者について、読書環境に関連する事項について、円滑に受入れるよう検討するように示されている。本市の点字図書館においても、今後、どのような支援が可能かどうか検討する必要がある。
15	第1回障害者施策推進協議会	2 - (1) - 5	ここは国の基本計画によると障害のある人全般の読書環境の充実になっています。（「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」による一般図書館の図書館サービス人材等の育成） 視覚障害者情報提供施設の充実に記載するのではなく、新しい項目になるのではないのでしょうか？ また、公共図書館との連携は、視覚障害者情報提供施設の充実に、ならないのではないのでしょうか。	①対応要検討	読書バリアフリー法に基づく市立図書館における読書環境の充実については、「9- (3) -3 市立図書館における読書環境の整備」に記載している。 なお、障害者の情報の取得、利用等の利便性を向上させるため、点字図書館と市立図書館の連携については、意見交換会等を実施し、それぞれの強みを活かし、連携できる部分は行う方向で検討している。
16	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (1) - 7	市政だよりと市議会だよりしか出ていないが、ほかにもあるのではないかと。障害福祉ガイドはテキスト版を作っていたのではないかと。	①対応要検討	ご意見のとおり障害福祉ガイドなど視覚障害のある人に対応したものがありませんが、ここでは代表的なものを例示しています。
17	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (2) - 1	「若年層」とはいくつくらいか。国の指針は高等教育機関とある。このくらいの年齢から人材養成等を始めないと、確保は難しい。	③参考意見	
18	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (2) - 3	ア) ALSのみ対象とした項目なのか、その他の障害には対応しないのか、重度だけなのか、例えば失語症など意思疎通支援を必要とする人はもつというはず。 イ) ア) に関して発達障害の人で意思疎通支援を必要とする人もいるはず。	①対応要検討	ALSのみ対象ではなく、脳性麻痺などの他の障害にも対応しています。また、重度の障害の方のみではなく例えば音声でコミュニケーションを図ることが難しくなった方に対しても関係機関と協力しながら代替手段を検討する等の相談対応を行っています。そのため、今回、分かりやすい記載に改めます。
19	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (3) - 1	「わかりやすい印刷物のつくり方」で市の印刷物をわかりやすいように取組みを進めていることを記載してもよいのではないかと。	①対応要検討	常時配慮すべきことであり、事業のように「取り組みを進める」ということではありません。また、「わかりやすい印刷物のつくり方」の内容に限るものでもないため、「分かりやすい印刷物づくりに努める」の文言を加える。
20	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (3) - 4	他の部分と記載を併せて「又は」を「または」に揃えるべきではないかと。	①対応要検討	計画本文では「又は」を使用していますので、現行通りとします。 ※ 1-(3)-5も同様。
21	障害福祉団体 連絡協議会	2 - (3) - 5	具体的に書けないか。市の刊行物へのルビ、わかりやすい版の作成など。	①対応要検討	ご指摘のとおり、分かりやすい情報提供の方法について例示します。
22	障害福祉団体 連絡協議会	3 - (1) - 1	市営住宅がバリアフリー化されていないため、当選しても入居を断念するなど入居のハードルが高い。	③参考意見	
23	障害福祉団体 連絡協議会	3 - (1) - 3	「すこやか住宅改造」のことは本文に触れる必要はないのか。	①対応要検討	分野3 (1) の3を修正します。
24	障害福祉団体 連絡協議会	3 - (1) - 6	「障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用する…」 ⇒障害のある人 という文言は必要か。	①対応要検討	「障害のある人」を省略した場合、誰に對しての施策なのかわかりにくくなり、また、前後の施策にも「障害のある人」の記載があるため、この施策のみの削除は不要と考えます。
25	障害福祉団体連絡協議会	3 - (1) - 7	ア) 「そのうえで」の文言は必要か。 イ) 最新の防災計画では個別避難計画の作成は福祉サービス事業所との連携が謳われているはずだが、触れなくてよいのか。	①対応要検討	ア) 削除 イ) 個別避難計画作成促進事業について追記します。
26	障害福祉団体 連絡協議会	3 - (3) - 1	「窓口業務を行う」に限定しているのか。必要な文言か。	①対応要検討	法文にも記載されておらず、必要な文言でないため、修正したものの。

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
27	障害福祉団体連絡協議会	3 - (3) - 2	「高齢者や障害のある人が等が利用可能なトイレ」について、「バリアフリートイレ」という名称があったのではないか。	①対応要検討	「高齢者や障害のある人が等が利用可能なトイレ（バリアフリートイレ）」という記載に改めました。
28	第1回障害者施策推進協議会	4 - (1) - 1	前回の作成の時、紙に貼付する音声コードは視覚に障害のある人に実用的ではない(※)ので、音声対応（デジター・CD等）にして欲しいと要望があったのを記憶しています。 (※) 視覚に障害のある人が紙を1枚ずつめくり、音声コードを読み込ませて聞くことは、面倒でなかなかしないと思います。デジターによる作成が最適だとは思いますが、プレクストーク(デジターが読める機械：日常生活用具での対応が視覚障害1・2級)を持っていない人もいますので、併せてCDに変換し、聞けるようにする方法が良いのではないのでしょうか。	③参考意見	
29	障害福祉団体連絡協議会	4 - (1) - 4	障害のため避難所に入らず車中泊避難や在宅避難する人もいます。こうした人のことにも触れて欲しい。	①対応要検討	開設した避難所以外の避難者の支援について追記する。
30	第2回障害者施策推進協議会	4 - (3) - 2	消費者の安全に関するネットワークの構築というが、消費生活センターの文言が入っていない。消費生活センターは欠かせないのではないか	①対応要検討	「行政等」に消費生活センターが含まれていますが、分かりやすく文言を記載し修正しました。
31	自立支援協議会	5	(北九州市知的障害者相談員として活動) 相談員の会議の中でほとんど相談の依頼がないという話が出た。地域（市民センター等も含む）を巻き込んでの支援方法やここへ行けば相談できるという広報の大切さを思いながら活動している。	③参考意見	
32	障害福祉団体連絡協議会	5 - (1)	65歳問題に触れていない。問題への対応内容について、施策として記載する必要があるのではないか。	①対応要検討	5 - (1) - 1に以下の文言を追加 なお、65歳到達に伴う介護保険制度への移行に際しては、介護保険のみでは適切な支援が受けられない場合等の個別の状況を勘案し、引き続き障害福祉サービスが必要な利用者に対して、適切な支給決定を行います。
33	第2回障害者施策推進協議会	5 - (1) - 1	療育施設増設 入所施設も少なく、地域で長く暮らすために、通所施設を増やして欲しい	③参考意見	
34	第2回障害者施策推進協議会	5 - (1) - 1	生活介護の基準改革 学校に行ってる間は放課後等デイサービスなどに、長い時間預かることができるが、生活介護になるとお子さんを預かる時間が短いため、働けるお母さん達がだいぶ減ってしまう現況の改善	③参考意見	
35	障害福祉団体連絡協議会	5 - (1) - 1 5 - (1) - 2	国の基本計画にある「養成し配置を促進する（5 - (1) - 1対応部分）」、「主任相談支援専門員の養成（5 - (1) - 2対応部分）」ということが触れられていない。サービス提供のため人材の養成は重要と考える。	①対応要検討	国の基本計画にある「サービス等を提供する者等を養成し配置を促進する」部分は、5 - (1) - 2の「従業者等の資質向上を図るための研修等」に含まれていると整理しています。また、「主任相談支援専門員の養成」については、県にて研修が実施されているところですが、初任者研修の実習の場として基幹相談支援センターが協力する等、今後も市としてできる支援を行っていきます。
36	障害福祉団体連絡協議会	5 - (1) - 5	福祉用具ブラザは展示だけで区役所や事業所との連携がないのではないか。あるとすれば具体的に何がするのか。	②質問	福祉用具ブラザは展示以外にも、障害のある方や支援者の相談支援を行っています。区役所や事業所と一緒に対象者宅に向いて介助方法や用具の検討、適合支援などを行っています。今回分かりやすい記載に改めます。
37	第1回障害者施策推進協議会	5 - (1) - 5	日常生活用具の給付で、難病の病態により給付決定まで待てない場合や給付ではなく一時貸与を必要とする場合があります。一人ひとりに応じた個別的な支援が実現することを願います。	③参考意見	
38	第2回障害者施策推進協議会	5 - (1) - 5	7年前、家族が急速吸引器が必要な状態になったがどこに相談しても手に入らず、通販で購入した。救急処置のなところを1箇所設けてほしい。医療センターから1つ吸引器を借りる、といった医療機関との連携でいいと思う。	③参考意見	
39	障害福祉団体連絡協議会	5 - (2) - 4	「判断能力が不十分」は、ほかの表現にできないか。	①対応要検討	法務省や他自治体においても、「判断能力が不十分」という表記をしていることから、本市においても文言を統一しています。
40	発達障害者支援地域協議会	5 - (3) - 1	障害者手帳を取ることにしてもハードルが高いと感じた。自分達がこんなに苦労しないといけないのかと感じた。アドバイザーになるような場所、人物が地域にいたら変わると思いますが、難しいのでしょうか。	③参考意見	
41	発達障害者支援地域協議会	5 - (3) - 2	是非とも進めてください。	③参考意見	
42	発達障害者支援地域協議会	5 - (3) - 4	具体的な事例が解決出来るための仕組み作り、難しいと思いますが、是非ともお願いしたいと思います。	③参考意見	

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
43	発達障害者支援地域協議会	5 - (3) - 5	協働することが大切だとは思いますが。ただ、現状はそれぞれのところで手一杯の実況があります。どう打開したら良いのでしょうか。	②質問	発達障害のある方のライフステージを通じた切れ目ない支援を実現するためには、関係機関等の協働が重要であり、各機関の役割等の情報を関係機関同士が共有できる仕組みづくりなど、円滑な協働につながる体制の構築が大切であると考えています。このため、今年度、発達障害者支援地域協議会にワーキンググループを設置し、効果的な情報共有やコーディネート体制について協議・検討しているところです。
44	発達障害者支援地域協議会	5 - (3) - 6	保健等様々な手続きについて、難しいことがあると聞いたことがあります。地域で安心して暮すためにはそんな時にすぐに心から対応が必要だと考えます。しかし、どんな職員がそんな対応をするのか現状としては見えにくいです。	③参考意見	
45	発達障害者支援地域協議会	5 - (4) - 1	グループホームだけでなくひとり暮らしをしている障害のある人についても、困ったときには助けを求められる支援体制、連絡体制を作してほしい。(どんな窓口にいけばいいのか、お知らせしてくれるだけでも助かると思う)	③参考意見	
46	障害福祉団体連絡協議会	5 - (4) - 1	グループホームはサービスの質がまちまちで、介入が過ぎる例もある。不動産系の事業者が多く、職員のスキルアップが必要。	③参考意見	
47	発達障害者支援地域協議会	5 - (4) - 3	地域に発達障害のある長男と住んでいますが、地域には相談できる場所がありません。ただ、現場としては義務教育段階でとても良い特別支援教育を受けることが出来たのでなんとか生活していますが、たまたま良い先生集団に当たったという感がある。どのようにして支援体制を構築していくのでしょうか。	②質問	発達障害のある方のライフステージに応じた切れ目ない支援を実現するためには、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が効果的に連携・協働できる体制の構築が必要であると考えています。地域で相談できる仕組みづくりや発達障害者支援センターつばさなど専門機関の利用等について、発達障害者支援地域協議会等を活用し協議を進めます。
48	障害福祉団体連絡協議会	5 - (4) - 3	前段と後段は別の内容なので、後段を別の施策として記載してはどうか。また、「重層的支援体制」は分かりやすい表現にはできないか。	①対応要検討	後段部分を適当な該当箇所に移動するとともに、表現も変更する。
49	発達障害者支援地域協議会	5 - (4) - 4	地域の社会資源(具体的にはどんな社会資源ですか?)をどう活用していくのでしょうか。「親亡き後」を見据えるほどの意識の高い人材育成が出来ているのでしょうか?	②質問	教育・就労・相談・医療など障害のある方を支える全ての機関・人が資源であると考えます。これらの資源を繋ぐ人材の育成・仕組みを作るため、今年度、発達障害者支援地域協議会にワーキンググループを設置し、コーディネート体制について協議・検討しているところです。 また、障害者自立支援協議会および基幹相談支援センターに配置しているコーディネーターを中心として、市内の社会資源(制度、機関、人材等)を有効的に連携させて地域での生活を支える「地域生活支援拠点等整備(面的整備)」をモデル的に実施する予定です(遅くともR6年度までに実施予定)。「地域生活支援拠点等」の5つの機能の中に、「人材の確保・育成」も含まれており、専門性をもった人材の確保・育成が求められています。 同協議会でこれらの検証、検討を重ね、より実情に沿った支援体制の構築や人材育成の取組みにつなげていきたいと考えています。
50	北九州市自立支援協議会	5 - (4) - 4	地域ネットワーク部会の小鉢先生の質問で、拠点整備について計画の中に具体的なものが列挙されていないことについて、何かしら今後5年間の見通しを見解として示して欲しいという思いがあります。	③参考意見	
51	発達障害者支援地域協議会	5 - (4) - 6	地域で、障害のある子ども達が安心出来る場所の構築を是非ともお願いしたいと思います。発達障害のある長男も地域の中学で受けた教育のようなお互いを伸ばし合うことができる場所を今欲しいと感じていると思う。初めて飛行機を利用し北海道に一人で旅行したが、児童館にお土産を買って無事に帰ってきた。そんな場所が地域に欲しい。	③参考意見	
52	発達障害者支援地域協議会	5 - (4) - 7	実務として精神科病院に勤務する精神保健福祉士等が地域と連携して行なうことになると思いますが、人的な余裕等があるのでしょうか?	②質問	病院に勤務される精神保健福祉士の荷重な負担とならないよう、円滑な地域生活への移行に向けて行政や地域援助事業者も協力して入院中から精神障害のある人の支援体制を検討していきます。

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
53	発達障害者支援地域協議会	5-(4)-9	障害のある人の意向は当然尊重されるべきではあるが、地域で生活するためには受け入れ体制も必要であるという現実をどう改善の方向に持って行くのか、社会資源と医療の連携をどうしていくのか。	②質問	医療的ケア児及び医療的ケア児から医療的ケア者への移行については、北九州地域医療的ケア児支援協議会において、医療関係機関・事業所・訪問看護ステーションなどの様々な関係機関と支援の強化・協議を進めています。
54	障害福祉団体連絡協議会	5-(4)-9	タイトル 医療「的」ケア 的が抜けているのではないか。	①対応要検討	「医療的ケア」に修正します。
55	障害福祉団体連絡協議会	5-(5)-2	巡回カウンセラーの派遣は現在もやっているのか。	②質問	・保育課では保育カウンセラーと保育アドバイザーによる保育所訪問等の支援を行っている。 ・令和4年度の対応件数は223回である。
56	障害福祉団体連絡協議会	5-(5)-3	「保育を必要とする保育所において集団での保育が可能な障害のある子ども・・・」について「保育を必要とする」の文言を削除するなど、分かりやすくできないか。また、国の計画に記載（障害児の保育所での受け入れを促進する）というような文言は記載できないか。	①対応要検討	対応済み
57	第3回障害者施策推進協議会	6-(1)	精神科医療体制の充実、精神疾患の早期発見・早期対応、精神障害のある人を支える人材の育成 しっかりやって欲しい。	③参考意見	
58	精神保健福祉審議会	6-(1)-2	入院中の精神障害のある人の権利擁護の取り組みとして、福祉課や人権に詳しい方々の病院訪問は頻繁に行うべきだと考えます。	③参考意見	
59	障害福祉団体連絡協議会	6-(1)-2	国の指針にある「自立生活援助の提供体制」入れられないか。地域移行に不可欠なので、本市にないから書けないのではなくて、努力していく等何か触れられないのか。	①対応要検討	自立生活援助の提供体制については、新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行っています。今回ご意見をいただきまして、既に項目として挙げている「5-(4)-8精神障害のある人の在宅生活支援」の中で、自立生活援助のほか、在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう体制の充実、整備を図っていきます。
60	障害福祉団体連絡協議会	6-(2)-2	障害に対する知識不足から、障害があると医療機関で受け入れてもらえないケースがある。かかりつけ医が見つからない。	③参考意見	
61	精神保健福祉審議会	6-(2)-3	医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられることもとても大切なのですが、障害のある方の子どもたちにも本当に必要な支援をお願いしたい。	③参考意見	
62	第3回障害者施策推進協議会	6-(2)-3	「保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関」とあるが、学校が入っていない。関係機関に含まれているのかもしれないが入れた方がいいと思う。	①対応要検討	「保健・医療・障害福祉・学校・保育等の関係機関」に修正します。
63	障害福祉団体連絡協議会	6-(2)-4	どこに相談すればよいのか分からない人もいます。また、具体的などのようなことに取り組んで口腔の健康の保持・増進を図るのが分からない。	①対応要検討	対応済み
64	障害福祉団体連絡協議会	6-(3)-1	「健康相談を行う区役所等の職員」とはだれを指すのか。	②質問	保健師や精神保健福祉士などの専門職、障害福祉サービスの相談や申請の受付を担当している区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係の職員を想定しています。
65	障害福祉団体連絡協議会	6-(3)-2	国の基本計画ではこの施策については「社会モデル」の考え方を踏まえるよう書いてあるが、市の計画は「医学モデル」についてのみ書いてあり、合理的配慮などの「社会モデル」の記載はないが、合理的配慮についても研修で触れていくなどの記載はできないのか。	①対応要検討	ご意見のとおり「合理的配慮」についても追記します。 社会モデルの考え方も含めた知識の周知を図るようにしたいと思います。
66	障害福祉団体連絡協議会	6-(3)-3	障害に関する計画なので、現行通り「障害のある人や高齢者等が」のほうがよいのではないか。	①対応要検討	御意見のとおりです。修正いたします。
67	障害福祉団体連絡協議会	7	「障害のある子ども」「障害のある児童生徒」定義があるのか。（定義によって使い分けているのか）なければ「障害のある子ども」に統一してはどうか。（8-(1)-3も含む）	②質問	「子ども」に統一。
68	発達障害者支援地域協議会	7	基本的な考え方の「合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります」について、具体的な方策はあるのか。	②質問	・施策7-(1)-4 個別的教育支援計画の明記、個別の就学相談での面談と広報等による保護者や関係者への周知など
69	第2回障害者施策推進協議会	7	特別支援学校進学を希望しない方への障害児教育の環境を充実して欲しい。	③参考意見	
70	第2回障害者施策推進協議会	7	支援級を選択、認識の違いから先生によっては悲しい思いをすることもあるため、問題があれば外部から専門家を入れることや通常級を選択したくても選べない現状を改善してほしい。	③参考意見	

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
71	第2回障害者施策推進協議会	7	就学相談ができる機会を増やして欲しい	③参考意見	
72	第2回障害者施策推進協議会	7	特別支援学校の先生不足解消 就労機会は広がってきているが、学校での教育段階の時点で先生が不足している	③参考意見	
73	第2回障害者施策推進協議会	7	取り組みの進んだ地域へ研修に行くなど、特別教育への理解を深めて北九州独自のプランを出して欲しい	③参考意見	
74	第2回障害者施策推進協議会	7	校内にカメラ設置 他害を受けることもある場合も多いため、校内にカメラの設置を希望	③参考意見	
75	障害福祉団体連絡協議会	7-(1)-1	「インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ」とあり、理念をみんな分かっている前提で書かれているが、どんな理念か分かっていない人もいると思うので、理念の補足を追加した方がいいのではないか。	①対応要検討	次期計画案に追記。
76	発達障害者支援地域協議会	7-(1)-1	インクルーシブ教育はとても大事だと考えており、それができれば障害についての理解も進むが現実はとても遠く感じている。まず、何から始めればよいと考えているのか、また、その時点における教育的ニーズに応える指導をどうやって提供するつもりなのでしょうか。	②質問	・4. 基本的な施策(1)インクルーシブ教育システム 早期の教育相談等による教育的ニーズの把握や、本人・保護者等との合意形成を図った就学先の決定をはじめ、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学び場」を整備します。 また、それぞれの学びの場での一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携及び教職員や保護者への助言、研修等による教員の専門性の向上、校内支援体制の構築により、指導・支援の充実に取り組みます。
77	障害福祉団体連絡協議会	7-(1)-3	「障害のある子どもの就学先は・・・決定します。」となっているが、この記載では就学先を決定するのは市であると受け取れないか。	①対応要検討	「教育委員会が保護者と」に修正
78	第3回障害者施策推進協議会	7-(1)-3	特別支援学校入学前の相談が1回しかできなかつたとか、通級なのか通学なのか特別支援学校なのかということをお聞きしたいところを納得しないまま進学したという声が多くある。	③参考意見	
79	障害福祉団体連絡協議会	7-(1)-4	「その内容を決定し、」とは何を指しているのか分かりづらいため、削除してもよいのではないか。また、「面談や広報等」は「面談と広報等」の方が分野が違うのではないかと。	①対応要検討	・「その内容を決定し」削除 ・「面談と広報等」に修正
80	発達障害者支援地域協議会	7-(1)-5	校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築することはとても大切なことと考えますが、北九州市としてどう関わるのか見えて来ません。日々様々な諸問題を抱える現場にどう対処するのか?専門家である臨床心理士、公認心理士、精神保健福祉、社会福祉士に関わらせることは大賛成です。しかし、現場の悩みを吸い上げた上でないと関わるのが難しいです。このような方々が集まる会議の設定が望まれます。	③参考意見	
81	発達障害者支援地域協議会	7-(1)-6	気になる子どもへの早期の支援は大切です。ただ、男の子は、言葉が遅いから様子を見ましようという支援例をよくききます。しかし、それでは保護者の不安感の軽減にはつながらない。この場合は、保育所、幼稚園の例ですが、現場の教員の精神的余裕がないとそのような相談にのりにくいと思われまます。北九州市の支援をお願いできればと思います。	③参考意見	
82	障害福祉団体連絡協議会	7-(1)-6	「…入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、障害の有無に関わらず、本人や保護者に対する早期からの教育相談…」の「障害の有無に関わらず」という文言は不要ではないか。	①対応要検討	「障害の有無に関わらず」削除
83	発達障害者支援地域協議会	7-(1)-7	「さらに、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。」ととても大切なことを示唆して頂いています。ただ、現場には、そのような視点をもった指導者はいないし、その話しを交流できる余裕もありません。北九州市として何が出来るか、是非とも支援をお願いしたいと考えます。	③参考意見	
84	発達障害者支援地域協議会	7-(2)-2	特別支援学校の先生方の忙しさ、心理的疲労を良く知っています。特別支援学校の先生方の負担増にならないような方法での「専門性の確保、指導力の向上」をよろしく願いいたします。	③参考意見	

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
85	発達障害者支援地域協議会	7-(2)-3	ア) 教員の資質能力や専門性の向上を図る研修とは具体的にどのような研修をお考えですか。 イ) 特別支援教育学習支援員、特別支援教育学習介助員、看護師等配置出来るのであれば好ましいと思いますので、是非とも進めて欲しいと思います。 ウ) 理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の配置もとても良いことだと考えます。臨床心理士については現場の理解がすすんでいます、それ以外の職種については現場はあまり認知されていないと思いますので、効果的な配置をお願いします。	ア) ②質問 イ) ③参考意見 ウ) ③参考意見	事前に特別支援教育に関する動画を視聴し、各自で実践したものを研修時に持ち寄り、実践の成果と課題を踏まえ、専門の講師の講話や受講者同士の協議を通して、より深い学びができるようにする研修を実施している。 特別支援学級担任、特別支援学校担任、特別支援教室担当を対象とした「専門医及び専門家臨床研修」では、特別支援学級に配置する専門家（臨床心理士等）を有効活用し、授業を伴う研修を実施し、専門的見地からの指導・助言を得ることで、学級担任の専門性と授業力の向上に取り組んでいる。 また、特別支援学級担任を対象に、地域OJTの充実や特別支援教育に関する専門性向上を図る「知的障害特別支援学級グループ研修」や、特別支援教育コーディネータを対象とした訪問支援に必要な専門性に関する「特別支援学校のセンター的機能研修会」などを実施している。
86	発達障害者支援地域協議会	7-(2)-6	ア) 交流および共同学習はとても大切です。単にその場にあわせていますというような表面的なものにならないように、充実を図って頂きたいと思います。 イ) 児童生徒が障害についてどのように感じているか実態を捉えた上での日常的教育活動につなげて頂きたいです。それが教員の人権意識の向上に繋がると考えます。	ア) ③参考意見 イ) ③参考意見	
87	発達障害者支援地域協議会	7-(2)-8	あくまでも、ICTを「活用」して出来る教育を行って頂きたいです。実現出来たら別の世界が見えてくると思いますので是非ともよろしくお願いたします。	③参考意見	
88	障害福祉団体連絡協議会	7-(3)	題目は高等教育における支援の推進だが、市立大学のことだけでなく、「重度障害者大学等進学支援事業」のことも施策として記載してはどうか。	①対応要検討	分野7(2)に事業を追加します。
89	発達障害者支援地域協議会	7-(3)-1 7-(3)-2	※大学は高等学校に比べると特別支援教育はすすんでいるように感じられます。大学の取り組みについて、もう少し高等学校への啓発があると円滑な接続が出来ると思います。	③参考意見	
90	発達障害者支援地域協議会	7-(3)-5 7-(3)-6	合理的配慮の実施については是非ともお願いします。	③参考意見	
91	発達障害者支援地域協議会	7-(4)-2	特別な支援を必要とする子どもの増加が言われていますが、全ての子どもの情報をしっかり引き継ぎをして頂きたいです。 また、個別的教育支援計画の重さが現場に浸透していません。単なる引き継ぎ用紙にしてはいけないと思います。きちんと双方の教育機関に有機的に行って頂きたいです。	③参考意見	
92	発達障害者支援地域協議会	7-(4)-3	とても良い取り組みだと考えます。関係者の会議をどのように持つのか、実行性のある会議にしてほしいと思います。	③参考意見	
93	発達障害者支援地域協議会	7-(4)-5	つばさを中心とする現実があるのは分かりますが、つばさだけに頼るのはいざずれ破綻がおとずれます。教育の分野で、発達段階に応じた発達障害についての指導を考えて行かなければいけないと思います。	③参考意見	
94	障害福祉団体連絡協議会	8基本的な考え方 8-(1)(2)(3) (4)	国の就労支援に関する昨年の法改正について、基本的な考え方や施策として記載することはできないのか。 また、基本的な考え方の「福祉的就労の底上げにより」は意味が分かりづらいため、削除してもよいのではないかと。	①対応要検討	次期計画に向けた課題に昨年の法改正を挙げることにし、基本的な考え方や施策は、文言は変えないもののこの課題を踏まえているものとした。については、課題に「障害者雇用促進法等、障害のある人の就労・雇用に関する制度の改正に伴い、関係機関と連携を図りながら内容の周知及び改正に対応した施策の実施に努め、就労の機会の拡充を図る必要があります。」を追加。 「福祉的就労の底上げにより」は意見に沿って削除。
95	障害福祉団体連絡協議会	8-(1)	職歴のない新卒者の就労移行は就労移行支援事業所で必ずフィルターにかけられることになっている。人によっては事業所へ行くことが困難な場合があり、行けなければ就労へ進むことができない現状がある。	③参考意見	当該意見については、特別支援学校等に確認したところ必ずしもそうでないことを確認しており、恐らく学校等で本人の能力等を踏まえた上で就労移行支援事業所の利用を案内しているものと考えられる。

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
96	第2回障害者施策推進協議会	8-(1)-1	就労支援を必要とする人が多く、就労できるようにしてほしい	③参考意見	北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関とも連携し、就職を希望する障害のある人や障害のある人を雇用する企業に対し、就職から職場定着に至るまでの各段階で、障害特性に応じた支援を実施するとともに、企業への障害者雇用の啓発もを行い、障害者雇用の推進に努めていく。
97	第2回障害者塩飽推進協議会	8-(1)-1	障害者枠の増設。一般就労市場の改革。一般の方と働ける企業をふやしてほしい。	③参考意見	北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関とも連携し、就職を希望する障害のある人や障害のある人を雇用する企業に対し、就職から職場定着に至るまでの各段階で、障害特性に応じた支援を実施するとともに、企業への障害者雇用の啓発もを行い、障害者雇用の推進に努めていく。
98	第2回障害者施策推進協議会	8-(2)-2	「広く障害のある人」とあるが、一般の人は障害者イコール手帳を持っている人という認識が強く、法定雇用率に入っていない難病などのある人は就労のハードルが高い。 そこで「広く障害のある人」という文言をもう少し詳しく、法定雇用率に入っていない難病等のある人とか、手帳を持っていない障害のある人といった感じにするといいと思う。	①対応要検討	「広く発達障害や難病など手帳を持っていない人も含めた障害のある人」に文言修正する。
99	障害福祉団体連絡協議会	8-(2)-4	合理的配慮の提供義務はもう一般的に知られているため、補足の()書きではなくて、表に出していいのではないか。	①対応要検討	「合理的配慮の提供義務(障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための配慮義務)」に文言修正 ※説明書きを()内に記載
100	第2回障害者施策推進協議会	8-(2)-6	川崎市では障害者活躍推進計画策定時に全職員にアンケート調査を実施し、回答結果を細かく分析している。北九州市でも川崎市のように職員の意見を基に、PDCAサイクルを構築して計画を推進していくことができないか	①対応要検討	令和元年度に策定した障害者活躍推進計画(計画期間:令和2~6年度)に基づき、障害のある職員を対象に「満足度に関するアンケート調査」を毎年実施し、次年度以降の取組に反映している。次期計画策定については、他都市の状況等を踏まえ、今後検討していきたい。
101	第3回障害者施策推進協議会	8-(3)-1	「精神障害、発達障害等の特性に応じた・・・」とあるが、「等」に難病患者は含まれるのか。8-(3)-2では「精神障害・発達障害のある人や難病患者が」と書かれている。	①対応要検討	「あらゆる障害の特性に応じた」という表現に修正しました。
102	第2回障害者施策推進協議会	8-(3)-2	「就労支援機関が医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します」とあるが、難病患者の就労の勉強会等で、特に雇用側の考えを聞きたいという意見が多くあり、雇用側の方を呼んで話を聞くということが増えている。 医療機関等に入っているとかもしれないが、あえて雇用側、企業側という文言を加えることで一層アピールできるのではないか。	①対応要検討	「就労支援機関が企業や医療機関等の…」と文言修正。
103	障害福祉団体連絡協議会	8-(4)-1	実際、就労支援と生活支援が並行して行われていないため就労できないケースがある。 【文案】社会的自立を促すため、就労支援と生活支援を並行して行います。このように書けないか。	①対応要検討	意見の内容が8-(3)-2に合致すると思われるため、8-(3)-2の文言を以下のとおり修正することにより対応します。 ～就労支援機関が、相談支援事業所や医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
104	障害福祉団体連絡協議会	8-(4)-3	国の指針にある「安易な事業参入の抑制」は法定雇用の代行ビジネスを指していると思われるが、この内容を市の計画に記載しなくても大丈夫か。	①対応要検討	国が示す計画にある「安易な事業参入の抑制」については、障害福祉サービス事業所の内容である。 代行ビジネスについては、厚生労働省が実態調査を令和4年に実施しており、その調査結果を今年4月に公表している。 それによると暗に法定雇用率達成のために利用しているケースもあれば、将来的に自社内への配置転換を検討するなどの好事例もあり、厚生労働省としては代行ビジネスは「否定されるものではない」としたものの、今後も調査を継続し、代行ビジネスを利用する企業向けにパンフレットを作成し、法の趣旨に背かないよう注意喚起するとしている。 市としては、事業者への指導等の権限はないものの、産業経済局と連携しながら代行ビジネス参入の情報収集に努め、国の動向も注視し、問題把握と必要な対応を行って参りたい。 支援課も回答あり
105	障害福祉団体連絡協議会	8-(4)-4	市役所だけでいいのか。民間企業への働きかけなどは必要なのか。	①対応要検討	民間企業に対しては、市の補助団体である「北九州共同受注センター」を通して働きかけを行っており、8-(4)-3中に記載している。8-(4)-4は、「障害者優先調達推進法」に係る取り組みについて記載したものであり、この法律は、「国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する」ことが趣旨であるため、8-(4)-4中には「民間企業への働きかけ」について記載しない。
106	障害福祉団体連絡協議会	8-(4)-5	「一般の企業への就労が困難な障害のある人が働く障害者就労施設で制作された…」で「一般の企業への就労が困難な障害のある人が」という文言は必要か、削除してもよいのではないか。	①対応要検討	削除予定
107	第3回障害者施策推進協議会	5-(4)-16	行動障害が注目されているが、行動障害に至らない予防的な視点が大事だと思う。行動障害だけに注目するのではなくて全体的なかかわりの基本的なことのレベルアップが必要。	③参考意見	
108	障害福祉団体連絡協議会	8-(5)-1	後段の障害年金制度の周知について、具体例を挙げて記載したほうが分かりやすいのではないか。	①対応要検討	次期計画案へ反映
109	第3回障害者施策推進協議会	8-(5)-2	手帳や難病受給者証の提示で減免される場合がある。2024年から難病者登録証が発行されることが決まったのでぜひここに加えていただきたい。公的機関が先駆けて採用してほしい。	③参考意見	
110	障害福祉団体連絡協議会	9-(1)	子どもの頃から趣味がないため、休みの過ごし方がわからない大人が多い。子どもの頃から趣味を持つ重要性についても記載して欲しい。	①対応要検討	子どもの頃から様々な経験が出来るよう、障害児を対象とした事業も行っている。障害者の社会参加の1つの手段として「趣味を持つ」ことが挙げられると考えているため、重要性の記載の有無については今後の検討課題としたい。
111	障害福祉団体連絡協議会	9-(1)-1	すそ野を広げて参加者を増やすことについては触れられていない。また、人手不足でヘルパーが派遣できなくなってきていて、活動が制限されるケースがあるため、活動を支援する人の人材養成・確保が必要も重要なポイントになるのではないか。	①対応要検討	芸術文化活動の参加者が増えるよう、関係団体と連携して情報発信に努めている。活動を支援する人の人材育成・確保については重要な課題であり、本文に記載の通り取り組んで参りたい。
112	障害福祉団体連絡協議会	9-(2)	eスポーツは障害者スポーツに当たらないか。施策として記載することはできないのか。	①対応要検討	eスポーツも障害者スポーツの一種目と考えており、他のスポーツ同様、要望があれば支援を行う。
113	障害福祉団体連絡協議会	9-(2)-2	アレアス以外の（バリアフリーの進んだ）体育館などのスポーツ施設のことは記載できないのか。	①対応要検討	スポーツ施設ユニバーサルデザイン化事業は、同種の事業と統合し、一般施策の中で取り組むため、現行の障害者計画で終了となります。
114	差別解消支援地域協議会		カームダウンルームの整備 パニックからのクールダウンをするための部屋を授乳室くらい普及し設置してほしい。不登校や癇癪症の幼児にも使える利点がある。	③参考意見	
115	差別解消支援地域協議会		車いす用トイレに大人用のベッドの設置 ベビー用のベッドは多目的トイレに多く設置されているが、大人のオムツ常時使用者には使えない。区役所でも大人用のベッドがないところもある。	③参考意見	

No.	団体	対象分野施策番号	意見	対応	「対応」欄①or②の場合の回答
116	精神保健福祉審議会		障害者を区別することなく平等な支援があると思ったのですが、精神障害者は取り残されたままです。医療費助成（精神科以外の病気）（JRの障害者割引）など。	③参考意見	
117	障害福祉団体連絡協議会		「推進します」という結びが多い。すべてを増やしていくのは不可能。「現状を維持します」が適切な施策もあるのではないか。	③参考意見	
118	発達障害者支援地域協議会		強度行動障害の施策 令和2年11月4日に障害福祉部長に提出した7つの提言 ・アウトリーチ支援チームの設置 ・強度行動障害で緊急支援が必要な人を受け入れる拠点 ・生活の場の確保 ・人材育成 ・人材の確保のための補助金によるサポート	③参考意見	
119	発達障害者支援地域協議会		療育センターの機能再編 ・発達障がいに関する専門性のある医師（児童精神科医、精神科医、小児科医）の配置。発達障がいの診療が物理的に足りないのであれば、民間病院との連携など ・学校、幼稚園、保育園、放課後等デイサービスなどの巡回相談機能の統合あるいは連携強化 ・様々な相談窓口の連携強化。それぞれの相談窓口が、ほかの社会資源についても精通し、社会的に困っている市民が適切にリファーできるように連携を強化してほしい。	③参考意見	
120	第1回障害者施策推進協議会		難病が障害者の中に含まれたことで、難病の文言が見えなくなってきている。障害者という表現に取り込まれたうえ、さらに埋もれてしまうのではないかと不安に思っている。身体障害者手帳を持っていない難病患者も多く、制度の谷間に落ちてしまうという人もいる。 横断的視点に「きめ細かい支援」という言葉があるので、そういう制度の谷間にある人を取り残さない救済措置など計画に盛り込んでいただきたい。また、そういう文言も一行付け加えていただけたら心強い。	③参考意見	
121	第1回障害者施策推進協議会		コロナ禍で外出できず、診療にも行けないような人もいた。今後は外出するようになってくると思うが、どういった支援制度があるのか周知することが必要だと思う。	③参考意見	
122	第3回障害者施策推進協議会		学校配置看護師の設置数	②質問	現在19名（小倉特別支援学校 8名、八幡特別支援学校 7名、小学校 3名、幼稚園1名）
123	第3回障害者施策推進協議会	1 - (4)	学校で障害者に対する理解を深めるようなカリキュラムは取り入れられているのか。	②質問	・交流及び共同学習の活動 特別支援学校では、近隣の学校の児童生徒とスポーツやゲーム等の活動を行う学校間交流を積極的に設けている。また、児童生徒の居住する地域の学校との地域校交流では、ねらいを明確にし、学校行事や各教科等の学習に参加する等している。 特別支援学級では、特別な教育的ニーズのある児童生徒の実態に応じて、通常の学級の児童生徒との学校行事や特別活動（給食、清掃等を含む）、一部の教科学習等を共に行っている。また、合同スポーツ大会等による特別支援学級間の交流を行っている。